

令和5年度体力向上マネジメント指導者養成研修 実施要項

1 目 的

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。子供たちが、現在及び将来の体力の向上を図るために、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した子供たちの体力向上を図るための手法等を修得する。その上で、1) 子供たちの体力に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構

3 共 催 文部科学省

4 期 間 令和5年11月20日（月）から令和5年11月22日（水）までの3日間

5 実施方法 Web会議サービスを用いた同時双方向通信によるオンライン研修（Aタイプ）

6 配 信 元 独立行政法人教職員支援機構 つくば本部
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 定 員 120名

8 受 講 者

(1) 受講資格

① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者

② 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であって、各学校（園）や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者

③ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生

※ 本研修は、学校教育活動全体を通じた子供の体力向上を図るための指導者養成を目的としており、受講者の推薦に当たっては、体育・保健体育の教科の専門性を問うものではないことに留意すること。

※「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を20%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

(2) 推薦人数

推薦する場合、以下のとおりとする。

各都道府県教育委員会においては2名程度とする。各指定都市教育委員会、各中核市教育委員会、各都道府県知事部局、附属学校を置く各国公立大学、国立青少年教育振興機構等においては1名程度とする。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和5年9月19日(火)とする。

都道府県・指定都市教育委員会、都道府県知事部局、国公立大学法人、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び教職大学院を置く大学においては、「研修システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。ただし、標準定員を超過する場合は、受講者数を調整することがある。そのため、「研修システム」により推薦を行う際に、候補者毎に推薦順位を入力すること。

9 研修内容

日程表は「別紙」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修は、Web会議サービス「Zoomミーティング」((株)Zoomビデオコミュニケーションズ)を用いて同時双方向通信を行うオンライン研修である。受講にあたっては、当該ソフトウェアのインストールやインターネット通信環境の確保の他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器を備えた端末を、一人一台準備すること。

(3) 受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

(4) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。

